

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第8条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって給与期間の初日から支給するとき以外の<u>とき</u>、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第4条及び第5条に規定する週休日をいう。<u>第16条第5項及び第21条第1項</u>において同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p>第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の<u>いずれかに</u>該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>～〔略〕</p> <p>2・3〔略〕 （通勤手当）</p> <p>第13条〔略〕 ～〔略〕</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>前項第1号に掲げる職員 人事委員会が定めるところにより算出したその者の支給対象期間（<u>6か月</u>を超えない範囲内で人事委員会が定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に当該支給月数を乗じて得た額</p> <p>・〔略〕</p> <p>3～6〔略〕 （超過勤務手当）</p> <p>第16条〔略〕</p>	<p>第8条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって給与期間の初日から支給するとき以外の<u>とき又は給与期間の末日</u>まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第4条及び第5条に規定する週休日をいう。<u>第21条第1項</u>において同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p>第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の<u>一に</u>該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>～〔略〕</p> <p>2・3〔略〕 〔同左〕</p> <p>第13条〔略〕 ～〔略〕</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>前項第1号に掲げる職員 人事委員会が定めるところにより算出したその者の支給対象期間（<u>6箇月</u>を超えない範囲内で人事委員会が定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に当該支給月数を乗じて得た額</p> <p>・〔略〕</p> <p>3～6〔略〕 〔同左〕</p> <p>第16条〔略〕</p>

2 〔略〕

3 第1項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第2条の規定によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第4条の規定により週休日とされた日に勤務時間条例第5条の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間(人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める時間を除く。以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という。)について、1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 〔略〕

5 正規の勤務時間を超えてした勤務(週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て墨田区規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

— 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

— 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50
(夜勤手当)

第18条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額

2 〔略〕

3 第1項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第2条の規定によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第4条の規定により週休日とされた日に勤務時間条例第5条の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間(人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める時間を除く。)について、1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 〔略〕

〔新設〕

〔同左〕

第18条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当りの給与

の100分の25を夜勤手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 第15条第1項、第16条第1項、第3項及び第5項並びに前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にとっては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額)とする。

・ [略]

(復職時等における号給の調整)

第25条の2 休職等のため勤務しなかった職員が、復職し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、その者の号給を調整することができる。

2 [略]

(給与からの控除)

第27条の5 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

~ [略]

(この条例の施行に関し必要な事項)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議の上、墨田区規則で定める。

額の100分の25を夜勤手当として支給する。

[同左]

第19条 第15条第1項、第16条第1項及び第3項並びに前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にとっては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額)とする。

・ [略]

[同左]

第25条の2 休職等のため勤務しなかった職員が、復職し又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し又は再び勤務するに至った日以後において、その者の号給を調整することができる。

2 [略]

[同左]

第27条の5 次の各号に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

~ [略]

[同左]

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議のうえ墨田区規則で定める。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。